

結婚後の新生活費用の一部を助成します

ページ番号
1002421

新婚世帯が町内で新たに生活を始めるための費用の一部を、国や県の交付金を活用し、助成します。
※今年度より補助対象世帯に係る要件が追加されました。その他、対象世帯や対象経費など詳細については、町ホームページにてご確認ください。

【対象世帯】

令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻の届け出が受理された夫婦(ともに39歳以下であること)で、夫婦の令和7年分の所得を合算した金額が500万円未満の世帯

【対象経費】

婚姻に伴い、町内で新たに住居を取得(賃借)する費用、引越費用や取得する住宅のリフォーム費用など

【助成額】

婚姻日における年齢が、夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円 / 39歳以下の世帯 上限30万円

【申請期間】

令和9年3月5日(金)まで

【申請先】

申請書および必要書類を子ども課までご提出ください。(様式は町ホームページからダウンロードできます)

☎ 子ども課 ☎ 32-5078

児童手当 現況届およびその他申請受付について

ページ番号
1003434
1003558

受給資格審査にかかる現況届

毎年6月以降に、住民登録や子どもの監護の状況を確認し、児童手当を受給する資格があるかを町で審査します。受給者のうち、下記の要件に当てはまる場合は現況届の提出が必要となります。提出が必要な場合には個別に案内を送付しますので、案内に記載の期日までに手続きをしてください。

【現況届の提出が必要な人】

- ・受給者と児童が別に居住している人
- ・離婚協議中などで配偶者と別居している人
- ・大学生年代の子がいることにより多子加算の対象となっていて、かつ、その子が学生以外である人
- ・その他、町から提出の案内があった人

その他申請受付

大学生年代の子どもについての学費などの経済的負担が受給者にあり、高校生年代までの子どもと合わせると3人以上である場合、手当額の加算が受けられる場合があります。

詳しくは町ホームページにてご確認ください。

☎ 子ども課 ☎ 32-5078

養老町立小学校再編準備委員会からのお知らせ

ページ番号
1003270

現在、本町では「養老町学校のあり方検討委員会」より提出された「小学校は中学校区で統合すべき」という答申書の内容を踏まえ、小学校の適正規模・適正配置およびより良い教育環境の実現を目指し、円滑な再編に向けた準備、検討および調整を図るために「養老町立小学校再編準備委員会(以下、準備委員会という)」にて協議を進めています。

5月21日(木)に開催した第2回の準備委員会の中で、学校の位置や規模、築年数、教室配置図などをもとに総合的に勘案し、協議した結果、高田中学校区は「養老小学校」、東部中学校区は「笠郷小学校」を統合校の候補地として決定しました。今後は、準備委員会において協議を進めるとともに、専門部会(総務部会、教育部会、PTA地域部会、施設通学部会)にて所掌事項の細部について調査・検討を行ってまいります。

☎ 教育総務課 ☎ 32-5085